

武智麻呂と房前

辻 克 美

はじめに

藤原氏は、中臣鎌足が天智天皇から藤原氏を賜姓されたことに始り、その後、正確には文武天皇二年（六九八）八月十九日以降、鎌足の第二子不比等によって独占的に継承され、繁栄の道をたどることになる。鎌足・不比等の業績は今さらいうまでもないが、彼ら以後の藤原氏の政界における在り方に大きな影響をあたえ、その強固な基礎を作ったといえる。鎌足・不比等を祖父・父とする子孫たち、とくに武智麻呂・房前について考察することは、一つの氏の継承者としてだけでなく、不比等以後の政治全体を考えうるうえで重要なことであろう。

本稿で取り上げた武智麻呂と房前に関しては、野村忠夫氏に「武智麻呂と房前―八世紀前半の政治史のための一断

章―」がある。ここに野村氏の結論を引用すると、

長男と次男である武智麻呂と房前の関係は、長嫡子としての法的後継者と実質の後継者との分離併立方式であったと推測したい。嫡子武智麻呂は、大宝元年（七〇一）での出身から位階的に上位であったが、房前が養老元年（七一七）に兄をこえて朝政に参議せしめられ、この時点に分離併立方式は出発したとみられる。つまり、六〇の坂にかかった不比等は、競争者を排除して立太子させた首皇子の皇位継承を安泰たらしめようとする意図を継承しうるものとして、凡庸温良な嫡子武智麻呂をさしおいて次男房前を選んだ。この不比等の後継者の分離併立方式は、不比等の薨後から、聖武即位、光明立后を経て、兄弟の薨去まで継承され、温良な嫡子武智麻呂の性格と発展を期す藤四子共通の

念願に支えられて、さほど大きな破綻を生むことがなかったとみられるのである。

となる。野村氏のこれらの結論はどこにも明確な根拠をもたず、結果論的な評価から導いたものと思われる。不平等の後継者を指定した史料が残っていない以上、野村氏のように、武智麻呂と房前の官歴や位階昇進などの比較、その他の状況から推察するのは、やむを得ないことである。武智麻呂と房前に関しては、『続日本紀』においても、位階昇進や任官記事以外はほとんど現れず、武智麻呂については『家伝』があるとはいえ、彼らに関する直接的史料が乏しいのは事実である。したがって、表面上に出ない彼らの動きをとらえることは非常に困難で、野村氏のような結論に至るのも無理はないであろう。

しかしながら、細かく検討してみると、疑問な点がなお浮び上がってくる。それは、不平等の意図による後継者の分離併立方式が、はたして存在したのかという点である。

野村氏は、分離併立方式を導くにあたって、あまりにも房前を過大評価し、武智麻呂を過小評価しているのではないだろうか。房前は、確かに兄より先んじて参議になっており、内臣という特別な地位にも就いている。しかし、武智

麻呂も、養老二年（七一八）武部卿に就任しており、これは藤原氏が八省の長官となる最初の例である。さらに武智麻呂は、養老五年（七二一）には、知太政官事舎人親王、右大臣長屋王という皇親勢力の強いなか、参議を経ずして直ちに中納言になっている。これをみると、武智麻呂像に関して、野村氏が言っておられる凡庸で温良な貴公子という評価は不十分であると考えられる。

野村氏は、武智麻呂・房前の生涯のうち、その前半を重視するあまり、その後半、とくに天平元年（七二九）長屋王の変以降の考察を欠いておられるのではないだろうか。次男が長男よりも先んじて昇進するという房前と武智麻呂の關係は、武智麻呂の長男・次男である豊成と仲麻呂の場合にもみられ、仲麻呂が光明皇后に支えられて実権を得ていくことを考えれば、当然房前の場合も、単に不平等の力だけでなく、彼の支えとなる他の力も背後にあったと推測できる。その意味では、むしろ不平等の死亡後の房前を取り巻く状況に、解決の糸口があるのではないだろうか。

本稿では、武智麻呂と房前について、指標となる時期を選んで、その時期における政治状況や彼らを取り巻く状況の中から、武智麻呂と房前の具体的な姿を把握し、とくに

天平元年（七二九）の長屋王の変を境にし、その前後の二人に注目して、野村氏が示しておられる武智麻呂・房前像に修正を加えてみたいと考えている。

指標となる時期の一つは次男房前が内臣に就任した養老五年（七二二）前後、もう一つは長屋王の変が起こった天平元年（七二九）以後である。この二つの時期は、武智麻呂・房前の個人にとってだけでなく、藤原氏全体にとっても、非常に重要な時期であり、藤原氏発展の大きな指標ともいえる。

一 元明太上天皇の崩御と房前内臣就任

『統日本紀』養老五年（七二二）十月戊戌（二四日）の条には、房前の内臣就任について次のような詔が記されている。

詔曰、凡家有_二沈痼_一。大小不_レ安。卒_レ発_二事故_一者。汝卿房前。当_レ作_二内臣_一。計_二会内外_一。准_レ勅施行。輔_二翼帝業_一。永寧_二国家_一。

この詔にみえる計会の意味から考えれば、内臣は外廷と宮中を連絡・調整する機能をもった官職であったと思われる。内臣については、房前のほか、大化元年（六四五）六

月庚戌に藤原鎌足が、房前に先立ち就任しており、また、宝龜二年（七七二）三月庚午には藤原良継が、次いで宝龜九年（七七八）三月己酉には藤原魚名が内臣の地位に就いている。このように、内臣就任が、すべて藤原氏によって独占されていたことは興味深い事実である。さらに、鎌足の場合は皇極上皇・中大兄皇子がいる状況での孝徳天皇の即位直後に、房前の場合は元正上皇・聖武天皇がいる状況での元明上皇崩御直前に、良継の場合は皇后井上内親王・皇太子他戸親王に早良親王や山部親王（桓武天皇）がいるなかでの光仁天皇即位後程なくして就任している。これらを考え合わせれば、天皇即位に関して、天皇の周囲に実権者や皇太子の候補者が多く、その間の調整役としての内臣が必要であり、内臣が政治上の動向と重要な関係をもっていたのであることは容易に推測される。したがって、内臣を単に令外官として評価するのではなく、皇位継承や、あるいは政治状況に応じて任用される輔政的地位と職掌をもつ特殊な身分であったと考えるのが正しいであろう。

房前の内臣就任に類似していると思われる鎌足の内臣就任については、『日本書紀』の大化元年（六四五）六月庚戌条に、

以^ニ大錦冠^一授^ニ中臣鎌子連^一為^ニ内臣^一。増^レ封若千戸云云。
中臣鎌子連。懷^ニ至忠之誠^一。擢^ニ宰臣之勢^一。処^ニ官司之
上^一。故進退廢置。計從事立云々。

とある。鎌足が内臣に就任した日は、孝徳天皇即位の日に
あたっているので、鎌足の内臣就任には皇位継承との関連
が大きいといえる。孝徳天皇即位前紀や『家伝』に記され
ているように、孝徳天皇の即位実現には鎌足の力が大き
く、その鎌足の功勞に対して孝徳天皇が即位の日に冠位や
封戸をあたえ、それとともに内臣への就任を命じたのであ
る。

鎌足の内臣就任については、冠位や封戸の問題を取り上
げて、就任記事自体疑わしいとされているが、『常陸風土
記』久慈郡に、

至淡海大津大朝光宅天皇之世、遣使檢藤原内大臣之封
戸、

という記載があるから、封戸の数などに関しては誇張はあ
るとしても、鎌足の受封と内臣就任については事実である
と考えられる。鎌足の内臣就任の事情は、その後の内臣設
置に際して一つの先例となったようで、内臣と皇位継承間
題との関連は、後の房前・良継、とくに房前の場合に顕著

にみられる。

房前の内臣就任時期について、まず考えられることは、
元明上皇の崩御との関連性である。元明上皇は、養老五年
(七二二)五月頃より不予を伝えられ、十月丁亥(十三日)
には右大臣長屋王と参議房前を召して、崩御後の喪事と不
慮に対する警戒を命じている。その十一日後に房前内臣就
任の詔が出されたのである。この詔は、元正天皇から下さ
れたように見えるが、おそらく内臣任命の意志は元明上皇
のものであり、それを受けて発した詔であろう。この詔の
内容でわかるように、房前の内臣としての権限は、宮中と
太政官の間を計会し、緊急の際の房前の命令は、勅に准じ
る重要な性格をもつものであるということであった。

不比等が養老四年(七二〇)八月に亡くなった後、五年当
時の太政官には知太政官事に舍人親王、右大臣に長屋王、
知五衛及授刀舍人事に新田部親王がおり、皇親勢力を中心
とする政権であつて、宮中と太政官中心者との血縁的結合
が強いにもかかわらず、元明上皇または元正天皇は何を懸
念してこの時期に房前に右のような権限をあたえたのだら
うか。七世紀において天皇の崩御後には、かならずと言っ
てよいほど皇位継承の紛争が起こっている事例があるよう

に、元明上皇崩御後も、単に藤原氏と皇親勢力との対抗というだけではなく、おそらく皇位継承に関して何らかの事件が起こる可能性があったと思われる。

元明上皇は、孫の首皇子の外祖父である不比等の政權を背景に、仲継ぎの帝として元正天皇の即位を実現させ、首皇子の成長を待っていたのであるが、その中心である不比等が亡くなると、元明上皇・元正天皇などにとっては、冷静ではいられない事態を予測したのであろう。長屋王をはじめとする皇親勢力に信頼を寄せるいっぽうで、皇位継承問題については彼らに警戒的であった。同様に皇親を中心とする太政官も、皇位継承に関しては、元明上皇・元正天皇や光明子・藤原宮子などの後宮とは必ずしも一致していなかったと考えられる。

こうした事情を背景として、房前は宮中における皇位擁護者として、内外の調整に当たるといふ内臣の地位をあたえられた。房前の内臣就任は、元明上皇をはじめ、元正天皇・藤原宮子、さらには泉犬養橋宿祢三千代たちの希望とする首皇子の皇位継承を安泰にする意義をもって行なわれたと考えられる。内臣就任に前後して、房前は天皇近侍の警備力として重要な地位を占めており、藤原氏と関係深い

授刀舎人寮の長官授刀頭になっている。⁹⁰ この授刀舎人寮は、後に中衛府に併合され、房前は中衛大将となるが、房前が授刀頭であったことは、房前と宮中との信頼関係や実力を示すといえるであろう。

それでは、なぜ房前は、元明上皇・元正天皇など宮中との親密な関係をもちえたのであろうか。この関係は、養老元年（七一七）に兄の武智麻呂より早く参議となったように、房前が内臣に就任した養老五年に突如としてできるものではなく、それ以前から、房前は宮中と深くつながっていたと考えられる。武智麻呂より以上に房前を宮中と結びつけたものは、房前にとって義母にあたる泉犬養橋宿祢三千代であったと考えたい。

泉犬養橋宿祢三千代は、軽皇子（文武天皇）の養育樹を勤めたとされ、元明上皇・元正天皇の信頼厚く、後宮で大きな勢力をもっていた。⁹¹ しかも三千代は美努王との間に生まれた娘の牟漏女王を房前に嫁がせており、三千代にとって房前は娘婿にあたる。房前を昇進させることが、ひいては娘の牟漏女王の未来の幸福につながると期待したのであろう。三千代の力があつたからこそ不比等の生存中から、房前が武智麻呂に先立って参議となり活躍することが可能

だったのではないだろうか。

養老五年（七二一）十月戊戌（二四日）、房前は内臣という特別な地位に就き、それに伴い強大なる権力を得ることができた。しかしその権力は、宮中を中心とする勢力、とくに房前の妻の母である県犬養橘宿祢三千代や、妻の異父妹光明子とその夫首皇子、さらに彼らを結婚させた元明上皇などに支えられたものであった。しかし内臣就任をめぐるの事情からすれば、房前が有した権力は、永続する性格のものではなく、聖武即位後も内臣就任時の実権が維持できるとは限らなかった。太政官と宮中の連絡調整が不用となれば、失われるのも当然であろう。

二 房前と武智麻呂の位階と官職

武智麻呂は天武天皇九年（六八〇）、房前は天武天皇十年（六八一）、共に不比等と蘇我媚子との間に生まれ、彼らの初叙は、武智麻呂が正六位上、そのほぼ同時期に房前が正六位下であって、嫡子と庶子との違いが明確にあらわれている。

武智麻呂の官歴を『家伝』・『続日本紀』によると、大宝元年（七〇一）内舍人、大宝二年（七〇二）中判事、大宝

元年（七〇四）大学助、慶雲三年（七〇六）大学頭、和銅元年（七〇八）図書頭兼侍從、和銅五年（七一二）近江守、靈龜二年（七一六）式部大輔、養老二年（七一一）式部卿、養老三年（七一九）東宮傳、養老五年（七二一）中納言と、明らかに上級官人家出自の蔭子孫コースを歩んでいる。蔭子孫コースとはいえ、武智麻呂の官歴を見る限りでは、実務能力は十分あったと推測され、式部卿や東宮傳の歴任は天皇の信頼も厚く、単に凡庸温厚な嫡子という理由によるだけではないと思われる。

いっぽう房前は、大宝三年（七〇三）二三歳の時、巡察使として初めて東海道へ遣わされ、和銅二年（七〇九）にも東海・東山道へ行くなど、若い頃から地方へ送られることが多かったようで、嫡子武智麻呂が常に中央にいたのとは、対照的な官歴である。

位階に関していえば、一階差の初叙後、慶雲二年（七〇五）には武智麻呂二六歳・房前二五歳とともに従五位下となり、房前が年齢だけ一年の得をしており、和銅四年（七一一）には、両者とも従五位上になっている。あるいはこの頃房前は牟漏女王と結婚し、橘三千代の後立てを得たのではなからうか。それには三千代の夫不比等の同意もあっ

	武智麻呂		房前		宇合		麻呂	
大宝三年 (703)			東海道巡察使	正六下				
慶雲二年 (705)	大学助(現)	從五下		從五下				
" 三年 (706)	大学頭							
" 四年 (707)			造山陵使					
和銅元年 (708)	図書頭兼侍	從						
" 二年 (709)			東海・東山 巡察使					
" 四年 (711)		從五上		從五上				
" 五年 (712)	近江守							
" 六年 (713)		從四下						
靈龜元年 (715)		從四上		從四下				
" 二年 (716)	式部大輔					從五下		
養老元年 (717)			參議				美濃介	從五下
" 二年 (718)	式部卿							
" 三年 (719)	東宮傅	正四下		從四上	安房・上房・ 下房按察使	正五上		
" 五年 (721)	中納言	從三	内臣	從三		正四上	左京大夫	從四上
" 六年 (722)			授刀頭(現)					
神龜元年 (724)		正三		正三	持節大將軍			
" 二年 (725)						從三		
" 三年 (726)					知造難波 百事		裝束司	正四上
天平元年 (729)	大納言		中務卿 中衛大將(現)		式部卿(現)			從三
" 三年 (731)	兼大宰帥				參議		兵部卿(現)參 議 山陰道鎮 撫使	
" 四年 (732)			東海・東山 節度使		西海道 節度使			
" 六年 (734)	右大臣	從二				正三		
" 八年 (736)			民部卿(現)					
" 九年 (737)	左大臣薨	正一	參議民部卿 薨 贈左大臣	正三 贈正一	參議式部 卿薨	正三	參議兵部卿薨	從三
天平宝字 四年 (760)	贈太政大臣		贈太政大臣					

たのであろう。その後、和銅六年（七一三）に武智麻呂が房前に先んじて従四位下となり、養老五年（七二二）両者が従三位になるまで一階差を保ち、房前は内臣に就任した年に、兄武智麻呂と同じ位階に昇進したのである。地方へ遣わされることの多かつた房前が、養老五年の内臣就任の頃になると、巡察使などの派遣がなお行なわれていたにもかかわらず、地方へ遣わされなかつたこと、また、養老五年には武智麻呂・房前ともに従三位に昇進したことは、この時期になると、房前が中央に必要な人物であり、重要な地位を占めるに至つたことを物語っている。内臣房前に対し武智麻呂は当時中納言ではあつたが、右大臣長屋王を中心とする皇親勢力の中では、直接天皇につながる内臣房前ほどの力もちえない状況にあつた。この時期では、房前が長屋王と共に元明上皇の詔を受けているのを見ても、藤原氏を代表する中心人物は、次男房前であつたと考えられる。

三 長屋王の変と武智麻呂・房前

天平元年（七二九）二月長屋王の変以後を一つの指標として注目する理由は、藤原氏の中心がそれまでの房前に代

わつて、兄の武智麻呂になつたのではないかと考えられるからである。長屋王の変以降、藤原氏は大納言武智麻呂を軸として、房前・宇合・麻呂らが各部門を担当し、さらに光明立后を成功させ、不比等亡き後の藤原氏発展の地歩を固めていたのである。

長屋王の変は、長屋王が中心となり、藤原宮子の大夫人の称号に異論を唱え皇太夫人と改めたことに端を発し、長屋王と藤原氏との対立を顕在化させる一つの契機となつたとされる。¹³⁾この事件の有無にかかわらず、長屋王の存在自体が、藤原氏との対立を生む大きな要因であつた。通説では、神龜元年（七二四）の藤原宮子の称号問題の後、神龜四年（七二七）閏九月、光明子に基皇子が生れたが、わずか二歳で夭折し、しかも同じ年、夫人県大養広刀自に安積親王が生れたために、窮地に立たされた藤原氏は、皇太子にならぶ執政権と即位の可能性をもつ皇后の地位に着目し、光明立后という策に切り換え、それを最も阻むであろう長屋王の打倒を図つたのだとされている。¹⁴⁾

長屋王の変が、光明立后を達成するための藤原氏の陰謀であつたことは明らかであるが、この長屋王の変に、藤原氏の長男武智麻呂と次男房前はどのような動きをみせたの

であろうか。『続日本紀』の記載で明らかのように、長屋王の変において、直接に行動したのは、長男武智麻呂と三男宇合であり、次男房前の名前は登場しない。当時、房前は中衛大将であったが、その房前が長官であった中衛府を率いて出動したのは、房前ではなく宇合であつて、房前が疎外された感がある。元明上皇が長屋王と房前に詔を下したように、両者の関係が親密であつたことによるのであろうか。この事件に中衛府の兵が動員されているから、長官房前が自ら先頭に立つて長屋王宅を囲んでいなくとも、この変に関与していたとも考えられる。しかるに、なお房前が疎外されたと推測させる大きな理由として、長屋王の変以後の房前には、位階や官職の昇進がないことを提示できる。藤原氏はもちろん、藤原氏側についた者でさえ、変後に叙位され昇進したにもかかわらず、藤原氏の次男房前の昇進がみられないのは不思議といえよう。少なくとも長屋王の変に関して、房前は重要な役割を果たさなかつたと考えざるをえない。房前の内臣という調整役としての立場上、また、元明太上天皇の命を二人で承けた個人的な間柄からして、長屋王の変には、消極的な態度をとらざるをえなかつたのかもしれない。

四 天平元年以後の武智麻呂・房前

内臣就任時の房前とは対照的に、長屋王の変以後の房前の位階・官職の変化はめざましくない。反対に、武智麻呂の位階・官職の昇進は著しく、養老五年(七二二)の房前の内臣就任時とは異なつた両者の対照をみせている。

聖武天皇即位の神龜元年(七二四)に両者が正三位に昇進して以後、位階の昇進状況を見ると、武智麻呂の方は、天平六年(七三四)正月從二位、死亡直前の天平九年(七三七)七月正一位と、順調に昇進しているが、房前の方は、神龜元年(七二四)に正三位になって以来、天平九年四月に死亡するまで、一度も位階が上がっていない。藤原氏四兄弟の他の二人に関しては、三男宇合が天平六年(七三四)に從三位から正三位へ昇進して房前と並び、四男麻呂も天平元年(七二九)長屋王の変直後、正四位上から從三位に上がっている。房前だけが、まったく位階昇進をしていないことになる。

武智麻呂や他の兄弟たちの順調な昇進に比べ、房前が停滞する状況は、位階だけでなく官職のうえでも現れている。武智麻呂は、長屋王の変直後の天平元年(七二九)三月大

納言、天平三年（七三二）九月兼大宰帥、天平六年（七三四）正月右大臣、死亡直前の天平九年（七三七）七月には左大臣にまで昇進している。武智麻呂は天平元年以降、位階も官職も躍進する。ところが、房前は武智麻呂とはまったく異なり、位階の低迷と同様に、天平元年（七二九）以降の官職も停滞を続ける。彼は、天平元年九月中務卿に任命されるが、中務卿の官位相当は正四位上であるから、すでに正三位の房前にとっては、高い官職とはいえないはずである。さらに天平四年（七三二）八月には、五二歳という老齡にもかかわらず、東海・東山道へ節度使として遣わされている。そして、中務卿よりさらに下の、官位相当正四位下である民部卿に転任したのは、房前の地位の下降を決定的に示すものと思われる。その後房前は天平九年（七三七）の死亡時に至るまで正三位参議民部卿であった。以上のような房前の位階の停滞と官職は、房前の内臣としての実権が失われたことを意味し、宮中からおされたであろう内臣の限界性を物語っている。おそらく、この頃には、すでに房前の内臣としての活躍を期待する必要性もなくなり、長屋王の変の頃には、すでに内臣の地位を退いていたのかもしれない。房前の内臣としての権力には限界が

あると推測したが、房前の有した権力は、房前の実力からではなく、房前を取り巻く状況から生じたものであったと考えられる。したがって、内臣としての房前の必要性、内外を計会する必要性がなくなれば、当然ながら政治的な地位や実権も減退してしまうのである。

さらに、内臣としての房前を支えていたと考えられる大養桶宿祿三千代は、天平五年（七三三）正月に死亡する。この三千代の死亡は、房前にとって大きな変化であり、房前低迷の一つの要因となる出来事であったであろう。これに反して、長男武智麻呂は、三千代死亡の翌年、従二位右大臣に昇進している。

しかし、天平九年（七三七）四月房前の死亡に際し、『続日本紀』には次のような記載がある。天平九年四月辛酉条には、

参議民部卿正三位藤原朝臣房前薨。送以大臣葬儀。其家固辞不受。

とあり、天平九年十月丁未条には、

贈民部卿正三位藤原朝臣房前正一位左大臣。并賜食封二千戸於其家。限以廿年。

とある。贈位贈官は房前と武智麻呂のみで、宇入と麻呂に

はない。さらにこれから二三年後、天平宝字四年(七六〇)二月には、武智麻呂とともに太政大臣を追贈されている。おそらくこれらは、光明皇后・橘諸兄・牟漏女王などとのつながりが残っていたことを示すものと考えられる。

五 藤四子体制

長男武智麻呂は、天平元年(七二九)長屋王を打倒し、さらに光明立后を達成することができた。そこには、聖武天皇・光明皇后と結んだ武智麻呂の藤原氏長男としての力量が存在すると同時に、武智麻呂が大納言として右大臣長屋王に次ぐ政界の要枢を占めていたことによると考えられる。そして、その時点からは、次男房前の養老五年(七二一)内臣就任時の勢いは減退する。内臣としての房前の個人的信頼も多少あっただろうが、やはり内臣は令外官であり、大納言であった武智麻呂を中心に、藤原氏は動いていたといえる。大納言武智麻呂を軸に、次男房前が中務卿として、三男宇合が式部卿として、⁽¹⁹⁾四男麻呂が兵部卿として、⁽¹⁸⁾主要な省をそれぞれが分担し、藤四子体制を確立したのである。藤原氏が、長男武智麻呂を中心とした分担体制であったからこそ、天平四年(七三二)には、四兄弟のう

ち房前が東海・東山道へ、宇合が西海道へ、その前年には麻呂が山陰道へ遣わされるなど、⁽²¹⁾武智麻呂ただ一人が、中央にいたことができたと考えられる。

天平元年(七二九)の長屋王の変以後、藤四子体制が成立し、しかも、それは長男武智麻呂を中心とする、他の三兄弟との分担体制として確立されたものであった。そしてすでに元明上皇と県犬養橘宿祢三千代が亡くなり、元正天皇が退位したこの頃には、房前と宮中との関係は、光明皇后の存在を通じて、まったくなくなってしまったというわけではないが、すでに内臣としての房前の実権は、有名無実なものとなっていたことは明らかで、橘諸兄と並んで、表面上は武智麻呂の政権を支える存在に過ぎなかった。しかし、房前は不遇な時期にあっても、不満を表面化させるような行動もなかったらしく、なお武智麻呂に次ぐ地位を確保しており、宮中の信頼も贈位贈官に見られるように厚かったようである。

むすび

房前は養老五年(七二一)十月戊戌(二四日)、元明上皇の意図を受け、首皇子の即位を安泰にする目的をもって、

宮中と太政官の間を連絡・調整する内臣の地位に就いた。

そして、その内臣という地位によって、表面上は兄武智麻呂をしのぐ実権をもつこととなり、あたかも不比等の政治的な実質の後継者であるとみられることになった。しかし房前の内臣就任は、彼の實力というよりも、彼を取り巻く状況、とくに元明上皇・元正天皇や梟犬養橘宿祢三千代によるところが大きく、内臣就任の事情から考えても、房前の実権は永く維持できなかったと思われる。したがって、聖武天皇即位の神龜元年（七二四）に正三位に叙位された以後、天平九年（七三七）に亡くなるまでまったく昇進せず、官職もむしろ下位に転任し、低迷を続ける結果になったのである。

武智麻呂は、不比等亡き後、長屋王や舎人親王・新田部親王らを中心とする皇親勢力の強い太政官にあって、藤原氏長男として中納言を務めてはいたが、本来の能力を發揮するに至らなかった。しかし、天平元年（七二九）長屋王を打倒することによって、光明立后を達成させ、政界における実権を確立することができたのである。長屋王の変以後は、武智麻呂自身も位階や官職のうえで著しい昇進を遂げ、藤原氏全体としては、彼を中心に次男房前が中務卿、

三男宇合が式部卿、四男麻呂が兵部卿と、分担体制をもって動き、房前もその境遇に従わざるをえなかったと考えられる。

以上の結論は、野村忠夫氏の考察に反することとなった。未熟ではあるが、天平元年以降の武智麻呂・房前像を考えるうえで、多少の修正となれば幸いである。

終りにあたり、本稿が成るうえに得た井上薫先生、水野柳太郎先生の教示に厚く謝意を表するものである。

〔註〕

(1) 『日本書紀』天智天皇八年十月庚申条、

(2) 『続日本紀』文武天皇二年八月丙午条の詔から、「藤原朝臣は鎌足の直系の子である不比等が継承すること、意美麻呂（不比等の又従兄弟）などは藤原を称していたのであるうが、以後、旧姓すなわち中臣朝臣に復することなどが知られる。

(3) 岐阜大学研究報告第十五号・「律令政治の諸様相」（塙書房）参照。

(4) 野村氏が房前を不比等の実質の後継者とする根拠は、

。房前が長男武智麻呂をさしおいて、朝政に参議せしめられたこと、さらに、内臣に就任したこと。

。武智麻呂が強力な権力意志や権謀的な素質を欠く温良凡庸な性格であったこと。

。房前の薨去に際し、贈正一位・左大臣とともに、二〇年を
限る食封二千戸を賜ったこと。

。天平宝字四年(七六〇)、惠美押勝が父武智麻呂とともに、
叔父房前にも贈太政大臣を奏請したこと。
などである。

(5) 『家伝』は武智麻呂の性格を

自茲尪弱、進趣饒病、年及長大、不繫小節、形容柔暢、
辞氣重遲、其性温良、其心貞固、
としている。

(6) 『統日本紀』宝龜二年三月庚午条。

(7) 『統日本紀』宝龜九年三月己酉条。

(8) 『統日本紀』養老五年十月丁亥条。

(9) 例えば推古天皇の崩後には、皇嗣選定をめぐる蘇我蝦夷が
擁立する田村皇子と境部摩理勢の推す山背大兄王の争いや、
孝徳天皇崩御の四年後、中大兄皇子が蘇我赤兄と謀って有間
皇子を謀反のかどで処刑したこと。さらに、大海人皇子と大
友皇子が皇位を争った壬申の乱、次いで天武天皇の死後、草
壁親王と大津皇子が不和となり、大津皇子が謀反の罪で死を
賜わったこと。

(10) 『衣服令集解』諸臣朝服条所引養老六年二月廿三日格。

(11) 授刀寮・授刀舎人に関する史料は、『統日本紀』神龜四年十
月甲戌の記事以後しばらくあとをたち、約二十年後の天平十
八年二月己丑条まで姿をみせない。そして、授刀寮が姿を消
す直後の神龜五年八月より中衛府が史上に現れてくる。授刀
寮が中衛府に発展ないし吸収されたのか、中衛府と並行して

存続したのかについては議論があるが、笹山晴生氏(中衛府
の研究)『日本古代衛府制度の研究・直木孝次郎氏(古代天
皇の私的兵力について)飛鳥奈良時代の研究』は発展を、滝
川政次郎氏(授刀舎人について)『統日本紀研究三十四』・井
上薫氏(トネリ制度の一考察)『日本古代の政治と宗教』は併
存を主張している。

(12) 角田文衛「不比等の娘たち―初期律令政治運営の秘奥をめ
ぐって―」(古代文化十二五)

(13) 『統日本紀』神龜元年三月辛巳条。

(14) 岸俊男「光明立后の史的意義―古代における皇后の地
位―」(日本古代政治史研究)

(15) 『統日本紀』天平元年二月辛未条、同壬申条。

(16) 房前の在任は、『公卿補任』をはじめ『万葉集』巻五三・巻
九四、『政事要略』廿五年中行事十月興福寺維摩会始などに
も見え疑いえない。

(17) 『貞観交替式』巻廿六所引天平八年十一月十一日式。

(18) 『統日本紀』神龜元年四月丙申条に式部卿として記載があ
り、就任年は不明であるが、おそらく前任者の武智麻呂が中
納言に就任した養老五年頃かと思われる。

(19) 『統日本紀』天平三年八月丁亥条に兵部卿として記載があ
り、就任年は不明であるが、前任者の阿倍朝臣首名が神龜四
年に死亡しているので、この頃に就任したと思われる。

(20) 『統日本紀』天平四年八月丁亥条。

(21) 『統日本紀』天平三年十一月丁卯条。

(一九八四年卒業生・堺市博物館学芸員)